

令和 3 年（2021 年）7 月 9 日

学校施設利用団体の皆様へ

八王子市教育委員会

学校施設開放利用について

日頃より、本市の学校施設開放につきまして、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症対策における国の緊急事態宣言が発令されたことに伴い、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等（東京都・令和 3 年 7 月 8 日）」に基づき、学校開放について下記のとおりとします。

記

1. 開放する施設（6 月 21 日付通知から変更なし。）
小・中・義務教育学校の屋外及び屋内施設
2. 開放時間（6 月 21 日付通知から変更なし。）
屋外及び屋内施設とも 20 時まで
3. その他
 - （1）チェックリストを用いて使用場所（トイレ等含む）の消毒作業を行うなど、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力願います。
 - （2）学校行事時及び集団ワクチン接種開催時については、利用不可とします。
 - （3）試合などの利用人数が多くなる活動については、各競技の感染防止対策ガイドライン等に則り、指導者の責任において三密対策を十分に行うようにしてください。

なお、本通知内容は、令和 3 年 7 月 9 日現在のものであり、今後の状況等により変更となる可能性があります。

八王子市教育委員会
学校教育部学校施設課
電話 042-620-7325